

世田谷区就学相談員採用選考実施要領

令和6年4月15日
世田谷区教育委員会

1. 採用人数 就学相談員（会計年度任用職員）（若干名）
2. 応募資格 次のすべての条件を満たす者
(1)職務を遂行するために必要な知識及び経験を有する者。
(2)心身ともに健康である者。
(3)地方公務員法上の欠格事項に該当しない者。
3. 選考方法及び日程 (1)第一次選考⇒書類選考
提出された申込（履歴）書を基に選考する。
(2)第二次選考（第一次選考合格者対象）⇒面接選考
日 時 令和6年5月31日（金）
4. 面接会場 第一次選考の合格者あてに書面にて通知する。
5. 選考結果 最終合格者は、令和6年7月1日～令和7年3月31日の間、合格者名簿に登載する。
※第一次選考の結果は、令和6年5月17日（金）以降に書面にて通知する。
※第二次選考の結果は、令和6年5月31日（金）以降に書面にて通知する。
※選考結果に関する問い合わせには、一切回答しない。
6. 勤務条件 (1)身 分 地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく一般職の非常勤職員（会計年度任用職員）（世田谷区教育委員会任用）
(2)任用期間 令和6年7月1日以降から令和7年3月31日
（勤務実績を考慮し能力実証を行った上で、再度の任用をする制度あり）
(3)報 酬 月額228,296円
（令和6年度現在、地域手当相当分を含む）
期末・勤勉手当 通勤手当別途支給（月額上限55,000円）。一定の要件を満たす場合、期末手当及び勤勉手当を支給する。
(4)休 暇 等 有給休暇 年10日
（任用期間により異なる。年度を通じて任用された場合は14日。）
その他夏季休暇、慶弔休暇、妊娠出産休暇、介護休暇等の制度あり。
(5)勤務日数 各月12日以上17日以内の範囲で所属長が定める。
7月からの任用の場合、144日（各月平均16日）
※年間を通じて任用した場合は、192日
(6)勤務時間 1日7時間45分。
8時30分～午後5時15分（うち休憩時間1時間）
(7)社会保険 健康保険、厚生年金保険、介護保険の適用あり。
(8)雇用保険 適用あり。

(9)公務災害補償等 公務災害補償等の適用あり。

7. 勤務場所 世田谷区教育委員会事務局 支援教育課
8. 職務内容 (1)配慮を要する幼児、児童及び生徒の就学上の相談に関すること。
(保護者面談においての聴取、必要書類の作成、会議への出席、幼児、児童及び生徒の行動観察等)
(2)その他、就学相談を行う上で教育委員会が必要と認めること。
9. その他 地方公務員法上の服務に関する規定が適用となり、これに違反した場合には懲戒処分等の対象となることがある。
10. 申込書の配布 (1)「申込(履歴)書」「世田谷区における勤務経歴等確認票」を下記「13. 問合せ先」窓口にて配布する。
(2)世田谷区のホームページ『職員採用』から「申込(履歴)書」「世田谷区における勤務経歴等確認票」のダウンロード可。
11. 申込方法 **令和6年5月15日(水)午後5時(必着)までに**、下記「13. 問合せ先」窓口へ、指定様式の「申込(履歴)書」「世田谷区における勤務経歴等確認票」を持参(土・日・祝日を除く午前8時30分～午後5時)または郵送により申し込む。持参・郵送以外の方法(メール・ファクシミリによる電送等)による場合は、受理しない。
12. 申込書記入上の注意 (1)申込(履歴)書の作成に関しては、すべて自筆で記入し、①写真もれ②事実相違があった場合は、選考対象外(不合格)とする。
(2)申込み後、やむを得ず申し込み内容を変更・訂正する場合、選考試験を欠席する場合等は、下記「13. 問い合わせ先」まで連絡すること。
(3)提出書類の返却は行わない。選考書類は選考目的以外には使用しない。
13. 問合せ先 〒154-0023 世田谷区若林5-38-1
(教育総合センター1階)
世田谷区教育委員会事務局
支援教育課 支援教育担当
電話03(6453)1512

***【地方公務員法第16条(欠格条項)】**

次の各号いずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

*平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者は応募できない(心神耗弱を原因とするもの以外)。